岐南町子ども見守り支援サービス提供事業者登録要領

（趣旨）

第１条　この要領は、岐南町子ども見守り支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、GPS端末等を利用した見守りサービス（以下「見守りサービス」という。）を提供する事業者（以下「事業者」という。）の登録について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

（事業者の登録）

第３条　事業者の登録は、事業者の申請に基づき、提供する見守りサービスごとに行うものとする。

２　前項に規定する登録を受けようとする事業者は、見守りサービス提供事業者登録申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、岐南町（以下「町」という。）に提出しなければならない。

(１)　見守りサービス提供調書（様式第２号）

(２)　登記事項証明書

(３)　定款の写し

(４)　前各号に掲げるもののほか、町長が登録に関し必要と認める書類

３　町は、前項の申請があった場合において、別表に定める要件を全て満たすかを審査し、適当と認める場合には、第１項の登録を行い、適当と認められない場合には、登録しないものとする。

（登録の通知）

第４条　町は、前条の規定により登録をしたときは、登録事業者に見守りサービス提供事業者登録通知書（様式第３号）により通知し、登録をしないときは、理由を付して見守りサービス提供事業者登録不承認通知書（様式第４号）により、通知するものとする。

（登録の有効期間）

第５条　登録の有効期間は、当該登録をした日から登録日の属する年度の３月31日までとする。

（登録の更新）

第６条　有効期間満了の日から１か月前までに登録事業者から第９条の規定による廃止の届出がない場合は、登録を更新するものとする。この場合における更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の有効期間満了の日の翌日から登録日の属する年度の３月31日までとする。

（登録事業者に係る情報提供）

第７条　町は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を公表できる

ものとする。

(１)　事業者の名称、所在地及び連絡先

(２)　取り扱う見守りサービスの内容

(３)　前２号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（登録事項の変更）

第８条　登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、見守りサービス

提供事業者変更登録申請書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに町へ提出しなければならない。

(１)　見守りサービス提供調書（様式第２号）

(２)　前号に掲げるもののほか、登録事項の変更に関し、町長が必要と認

　　める書類

2　前項の規定により変更がなされたときは、変更した事業者にサービス提供事業者変更登録通知書(様式第６号)により通知するものとする。

（事業の廃止・休止・再開）

第９条　登録事業者は、当該事業を廃止するとき、休止するとき又は再開するときは、見守りサービス提供事業者事業（廃止・休止・再開）届出書（様式第７号）により、速やかに町へ届け出なければならない。

（報告等）

第10条　町は、見守りサービスの提供に関して、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、保護者からの申し込みに関するログ、電子メール等の情報の提出又は提示を求め、関係者に対し質問することができる。

（登録の取消し）

第11条　町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。この場合において、登録事業者は、町に対して登録の取消しによって生じた損害を請求することはできない。

(１)　補助金の請求に関し、不正があったとき。

(２)　第３条に基づく事業者の登録に虚偽があった、又は要件を満たさなくなったとき。

(３)　見守りサービスの提供を行う者が、前条の規定による報告等に応じず

又は虚偽の報告等をしたとき。

(４)　事業者が暴力団関係企業等であることが認められたとき。

(５)　前各号に掲げるもののほか、町長が登録を継続することが不適と認めるとき。

2　前項の規定により登録を取り消す場合は、町は登録を取り消す事業者にサービス提供事業者登録取消通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（登録事業者の義務）

第12条　登録事業者は、見守りサービスの提供にあたり、別表に掲げる要件を行わなければならない。

（その他）

第13条　この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要領は、決裁日から施行し、令和7年度分の事業者の登録から適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 要件 |
| ①見守りサービスの内容 | GPS端末等を利用し、利用者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。 |
| ②個人情報の町への提供の同意 | 補助金交付の申請に必要となる要綱第６条及び第９条に基づく情報を町へ提供することについて、申込者の同意を得ること。 |
| ③必要となる書類の遅滞なき送付 | 要綱及び要領に規定する必要となる書類について、遅滞なく提供すること。 |
| ④情報提供 | 町の求めに応じ、契約状況、解約状況等の情報を提供すること。 |
| ⑤申請内容の正確性 | 本補助金の申請において提出する書類は、保護者が申込時に提出した情報・内容と相違ないことを確認すること。 |
| ⑥申込者一覧表の修正について | 提出した申込者一覧表の情報に誤りがあった場合、保護者に申込内容を確認し、正しい情報に修正すること。なお、何らかの事情により修正したものを提出できない場合、該当分の補助金については交付できないものとする。 |
| ⑦情報開示 | 町が必要と認める場合は、町が保護者からの申込情報及び申請内容に虚偽がないかを確認することに、同意・協力し、町の求める情報（申込みに関するログや電子メール）を掲示又は提出し、町からの質問に回答すること。 |
| ⑧補助金の申請取下げ、返還 | 申請書の内容に、虚偽の記載、不正の事実及び交付要件を満たしていない事実が認められた場合は、補助金の申請を取り下げ、補助金を返還すること。 |

別表

様式第１号（第３条関係）

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者登録申請書

　　年　　月　　日

岐南町長　宛

所在地

　　　　　　　 事業者名称

　　　　　　　 代表者氏名

代

見守りサービス提供事業者として登録を受けたいので、必要書類を添えて申請します。なお、登録された場合は、要領の規定を遵守します。

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ |  |
| 事業所名称 |  |
| フリガナ |  |
| 事業所の代表者氏名 |  |
| 事業所の所在地 | （〒　　　－　　　　） |
| 連絡先 | 電話 |  | ＦＡＸ |  |
| E-mail |  |
| 提供する見守りサービス | 名称 |  |
| 内容 | 見守りサービス提供調書（第２号様式）のとおり |
| 振込先 | 金融機関名 |  | 支店名 |  |
| 種別 |  | 口座番号 |  |
| フリガナ口座名義 |  |
|  |

様式第２号（第３条関係）

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供調書

１　提供するサービスの名称

２　初期費用の詳細（税込金額）

1. 見守り端末の購入に要する経費　　　　　円

　（内訳）

　　　ア　対象となる端末　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

　　　イ　登録手数料　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

(２)　補助額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

(３)　利用者負担額((１)－(２))　　　　　　　　　　　　　　　 円

３　サービス利用料（税込金額） 　　　　　　　　円／月

４　その他費用　　（　　　　　　　）　　　　　　　 円

５　提供するサービスが基準を満たすことの確認（事業者の登録要件）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ✓ | 項　目 | 内　容 |
| □ | ①見守りサービスの内容 | GPS端末等を利用し、利用者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。 |
| □ | ②個人情報の町への提供の同意 | 補助金交付の申請に必要となる要綱第６条及び第９条に基づく情報を町へ提供することについて、申込者の同意を得ること。 |
| □ | ③必要となる書類の遅滞なき送付 | 要綱及び要領に規定する必要となる書類について、遅滞なく提供すること。 |
| □ | ④情報提供 | 町の求めに応じ、契約状況、解約状況等の情報を提供すること。 |
| □ | ⑤申請内容の正確性 | 本補助金の申請において提出する書類は、保護者が申込時に提出した情報・内容と相違ないことを確認すること。 |
| □ | ⑥申込者一覧表の修正について | 提出した申込者一覧表の情報に誤りがあった場合、保護者に申込内容を確認し、正しい情報に修正すること。なお、何らかの事情により修正したものを提出できない場合、該当分の補助金について交付できないものとする。 |
| □ | ⑦情報開示 | 町が必要と認める場合は、町が保護者からの申込情報及び申請内容に虚偽がないかを確認することに、同意・協力し、町の求める情報（申込みに関するログや電子メール）を掲示又は提出し、町からの質問に回答すること。 |
| □ | ⑧補助金の申請取り下げ、返還 | 申請書の内容に、虚偽の記載、不正の事実及び交付要件を満たしていない事実が認められた場合は、補助金の申請を取り下げ、補助金を返還すること。 |
|  |  |  |

　※項目にチェックをしてください

様式第３号（第４条関係）

岐南第　　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者登録通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録、サービス提供調書の申請について、次のとおり登録したので通知します。

記

１　事業所に関する登録

(１)　登録番号

(２)　名称

(３)　代表者氏名

(４)　所在地

２　初期費用の詳細（税込金額）

1. 見守り端末の購入に要する経費

　　ア　対象となる端末　　　　　　　　　　　　　　　円

イ　登録手数料　　　　　　　　　　　　　　　　　円

1. 補助額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円
2. 利用者負担額　((１)－(２))　　 　　　　　　　 円

３　サービス利用料（税込金額） 　　　　　円/月

４　その他費用　　（　　　　　　　　　　）　　　　　円

様式第４号（第４条関係）

岐南第　　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者登録不承認通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録の申請について、次の理由により却下したので通知します。

記

　理由

様式第５号（第８条関係）

　　　年　　月　　日

岐南町長　宛

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者変更登録申請書

　　　　　年　　月　　日付けで登録されたサービス提供事業者登録申請書

又はサービス提供調書について、内容の変更がありますので、次のとおり申請します。

記

１　登録番号

２　変更登録した内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （項目） | （変更前） | （変更後） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　変更日

様式第６号（第８条関係）

岐南第　　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者変更登録通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請があった変更登録申請書について、次のとおり変更登録したので通知します。

記

１　登録番号

２　変更した内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （項目） | （変更前） | （変更後） |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

３　変更日

様式第７号（第９条関係）

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者事業（廃止・休止・再開）届出書

　　年　　月　　日

岐南町長　宛

　　　　　　　　所　在　地

事業所名称

 代表者氏名

次のとおり見守りサービス提供事業の（ 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ）をするので、届け出ます。

記

１　登録番号

２　事業の（ 廃止 ・ 休止 ・ 再開 ）　　　　　　　年　　月　　日

３　理　　由

様式第８号（第11条関係）

岐南第　　　号

　　　年　　月　　日

様

　　岐南町長

岐南町子ども見守り支援事業

サービス提供事業者登録取消通知書

　次の理由により見守りサービス提供事業者登録を取り消すので通知します。

記

１　取消しを行う登録番号

２　理由